

## 新地町貝塚西遺跡掘削業務委託仕様書

1 件 名 新地町貝塚西遺跡掘削業務委託

2 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務予定箇所

○貝塚西遺跡（相馬郡新地町小川字貝塚西13）

4 業務の体制

- (1) 新地町貝塚西遺跡掘削業務（以下、「掘削業務」という。）は、1日につき現場責任者1名、作業員4名及び重機1台を配置して実施する。ただし刈払機を使用するときは、刈払機に要する人工を作業員とみなす。
- (2) 業務予定箇所に、移動式トイレを設置する。
- (3) 掘削業務において、状況に応じて刈払機を使用する。

5 業務の概要

- (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地「貝塚西遺跡」を対象に、埋蔵文化財の範囲及び深さを明らかにするための調査において、重機及び人力によりトレンチ掘削作業を行う。また、掘削作業後に委託者が記録を作成したトレンチの埋め戻しを行う。
- (2) トレンチの大きさは、縦2m×横10m×深さ1mを基本とし、委託者の指示による。
- (3) トレンチの位置は委託者の指示による。
- (4) 掘削業務は、委託者が指定する日に実施する。
- (5) 掘削業務時間

掘削業務時間は、9時から16時までとする（1時間の休憩を含む）。ただし委託者が必要と判断した場合は、受託者との協議の上、17時まで掘削業務を実施することがある。

雨天等により委託者が掘削業務を実施できないと判断した場合、委託者は、当日の7時までに受託者へ電話又はファックスにて連絡する。掘削業務時間の中で掘削業務を中止する場合は、委託者は速やかに受託者に連絡する。

6 安全確保

- (1) 受託者は、掘削業務及び重機等の移動中における事故に関し、委託者に重大な瑕疵や過失がない限り、安全管理上の責任を負い、事故が生じた場合の諸費用を負担する。
- (2) 受託者は、作業開始前に整備点検を実施する。

7 現場責任者

- (1) 現場責任者は、1級又は2級の土木施工管理技士の資格を有し、埋蔵文化財発掘調査現場において現場責任者又は同等の業務に通算1年以上携わった経験を有し、かつ受託者が継続して雇用する職員とする。受託者は、現場責任者を決定し、あらかじめ委託者に届

け出る。

- (2) 現場責任者は委託者の必要に応じて作業工程を立案し、委託者の了解を得た上で作業を実施する。
- (3) 現場責任者は上記5の作業について、委託者、オペレーター及び作業員の安全を確保し、第三者への損害を予防するとともに、オペレーター及び作業員を指揮監督し、施工状況を確認した上で、委託者に報告する。
- (4) 現場責任者は上記5の作業について、状況を示す写真等の資料を作成し、業務完了時に委託者に提出する。
- (5) 現場責任者は上記5の作業に関わる準備作業、事後処理についても合わせて行い、その費用は諸経費に含む。本業務によって発生した残渣の処理(計1 m<sup>3</sup>程度)についても事後処理として行うものとする。

## 8 作業員

- (1) 作業員による掘削業務は、以下を基本とする。
  - ア 重機による作業が困難な試掘・確認調査現場におけるトレンチの掘削及び埋め戻し
  - イ 重機掘削後の土層断面及び遺跡を確認できる土層面等の精査
  - ウ 遺物包含層及び遺構等の掘り下げ
  - エ トレンチ埋め戻しに伴う補助的作業
  - オ 遺物(土器や石器など)発見時の委託者への報告及び処理
  - カ トレンチ内の湧水の汲み取り
- (2) 受託者は作業に使用する道具(移植ゴテ、箕、スコップ、三角ホー、昇降用ステップ等)を準備するものとする。

## 9 重機

- (1) バックホウを使用する。バックホウはオペレーター付きとし、バケットは0.25 m<sup>3</sup>(ツメ隠し付き)若しくは法面バケットとする。
- (2) バックホウの単価は諸経費、オペレーターの人件費相当額及び燃料費一切の費用を含む。
- (3) 現場責任者の指示により、埋蔵文化財が確認できる深度まで薄く平滑に繰り返し掘り下げ、壁を垂直に立てながら、トレンチを升状に仕上げる。発生土は、表土と表土より下の土とを分けて置き、両者が混ざらないようにする。
- (4) 委託者が記録を作成したトレンチはバックホウにより埋め戻す。埋め戻しの際は、表土より下の土を先に埋め戻し、深さ30cm毎に転圧する。表土を埋め戻す際は、石が混ざらないようにする。
- (5) オペレーターは、作業開始前に保有する免許を委託者に提示する。委託者は、オペレーターが上記作業に堪えないと判断した場合は、受託者にオペレーターの交代を申し入れることができ、受託者は申し入れに応じ速やかにオペレーターを交代する。
- (6) 作業及び移動に際しては、必要に応じてカラーコーン等を用い、委託者、オペレーター及び作業員の安全を確保し、第三者への損害を予防する。
- (7) バックホウの移動は、掘削業務箇所内での移動は自走とし、それ以外は搬送とする。

10 移動式トイレ

移動式トイレを掘削業務箇所等に設置する。移動式トイレは、軽トラック荷台に積載し、常時移動可能なものとする。搬送代、汲み取り代込みとする。

11 刈払機

委託者の必要に応じ、刈払機による草刈りを行う。人工代・燃料費込みとする。

12 予定数量

内 容		数量	単位	摘要
現場責任者		6	人日	調査日数×1人
作業員（6時間/日）		23	人日	調査日数×4人 ※刈払機人工を除く
バックホウ	0.25 m <sup>3</sup> 級 オペレーター人工	6	台日	
バックホウ搬送	0.25 m <sup>3</sup> 級	2	回	重機搬入・搬出
刈払機		1	台日	人工含む
トイレ	移動式(車載) 搬送代、汲取代	1	台月	